

食品安全委員会第 362 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 1 月 13 日（木） 14:00 ～14:28

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 新委員の紹介

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統」に関する審議結果の報告と
意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性
トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート
耐性トウモロコシ *B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 系統とチョウ目害虫
抵抗性トウモロコシ MON810 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603
系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した 5 品
種は除く。）」に係る食品健康影響評価について

(4) 平成 22 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勸告広報課長、
本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について（乾燥耐性

トウモロコシ MON87460 系統)

- 資料 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した 5 品種は除く。）〉
- 資料 3 平成 22 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

6. 議事内容

(1) 新委員の紹介

○小泉委員長 それでは、ただ今から「食品安全委員会（第 362 回会合）」を開催いたします。本日は 7 名の委員が出席です。

食品安全委員会の委員につきましては、見上さんの後任として熊谷進さんが去る 1 月 7 日付けで委員に任命されたところです。

それでは、まず熊谷さんから就任に当たってのごあいさつをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○熊谷委員 熊谷でございます。よろしく願いいたします。私はバックグラウンドとして、かびがつくる毒素と食中毒細菌ということになります。ですので、そういった経験を生かして、食品安全委員会に貢献できればと考えております。よろしく願いいたします。

○小泉委員長 ありがとうございます。

次にこれまでの委員長代理を務めていただいていた見上さんが退任されましたので、新たに委員長代理の指名を行いたいと思います。委員長代理は委員長に万一事故があるときに職務を代理していただく委員であります。食品安全基本法第 34 条第 3 項に「委員長に事故があるときはあらかじめその指名する常勤の委員がその職務を代理する」とあります。私は熊谷さんを委員長代理に指名したいと考えておりますが、熊谷さん、よろしいでしょうか。

○熊谷委員 委員長の御指名ですので、務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小泉委員長 ありがとうございます。

次に先日事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局から紹介をお願いいたします。

○栗本事務局長 1月11日付けで事務局次長が大谷から中島に代わりましたので、御紹介させていただきます。

○中島事務局次長 中島でございます。よろしくお願いいたします。

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。お手元でございます「食品安全委員会（第362回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第のほか。

資料1「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について〈乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統〉」。

資料2「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。右上に文書番号が付いています。

資料3「平成22年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」。

以上、3点でございます。不足はございませんでしょうか。

(2) 遺伝子組換え等専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。まず担当委員の長尾さんから説明をお願いします。

○長尾委員 それでは、資料1の4ページの要約に沿って概要を説明します。乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。本トウモロコシは *Bacillus subtilis* に由来する改変低温ショックタンパク

質 B 遺伝子を導入することにより、改変低温ショックタンパク質 B を発現し、乾燥ストレス条件下において収量の減少を抑制するというものです。遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準に基づいて評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断をしました。詳細については事務局からお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料 1 に基づきまして、補足の御説明をいたします。資料の 5 ページをお願いいたします。一番上の「I. 評価対象食品の概要」を御覧いただければと思います。乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統は、改変低温ショックタンパク質 B（改変 CSPB）を発現することにより、後期栄養生長期から初期生殖生長期における乾燥ストレス条件下において収量の減少を抑制するとされております。また、このなお書きにございますように、選択マーカーとしてネオマイシンホスホトランスフェラーゼ II 遺伝子が導入されております。

「II. 食品健康影響評価」につきましては、第 1 といたしまして、宿主等の性質と組換え体との相違といった事項について整理をしております。

6 ページ、「4. 宿主と組換え体との食品としての利用方法及びその相違に関する事項」でございますが、こちらにございますように、収穫時期と貯蔵方法、摂取（可食）部位、摂取量、調理及び加工方法、これらにつきましては、宿主である従来のトウモロコシのデント種と変わらないものでございます。

6 ページの下の方の「6. 安全性評価において検討が必要とされる相違点に関する事項」にありますように、宿主との相違点は改変 CSPB 及び NPT II タンパク質を発現するということをごさしまして、7 ページの上にごさいますように、このものの安全性評価においては既存のトウモロコシとの比較が可能と判断されております。

8 ページに「第 5. 挿入 DNA、遺伝子産物、並びに発現ベクターの構築に関する事項」がございます。

1 の「（2）安全性に関する事項」にございますように、挿入された遺伝子の供与体の *B. subtilis* は病原性及び毒性は知られておらず、納豆などを通じて多くの食経験があるものでございます。また、*E. coli* K-12 株にはヒトに影響を与えるような病原性はないと考えられています。

9 ページの「（3）挿入遺伝子の機能に関する事項」ですが、このもので発現いたします改変 CSPB は RNA の二次構造を解消し、翻訳を安定させ、細胞の機能を向上させることが確認されているということをごさしまして、それによって乾燥ストレスに耐性を示し、低

温、高温及び塩ストレスに対しては耐性を獲得していないことが確認されております。

10 ページの 2 行目から記載がございますが、改変 CSPB と NPTⅡ タンパク質について既知の毒性タンパク質との構造相同性があるかどうか確認するためのデータベースの検索を行っておりますが、相同性のある既知の毒性タンパク質は見出されておられません。また、これら二つのものは共にマウスでの単回強制経口投与試験の結果、異常や有害な影響は認められていないということでございます。

10 ページの「(4) 抗生物質耐性マーカー遺伝子に関する事項」ですが、*nptⅡ* 遺伝子が導入された遺伝子組換え食品につきましては、安全性評価が終了しており、ヒトの健康を損なうおそれはないという判断になったものでございます。

12 ページ「第 6. 組換え体に関する事項」ですが、こちらの方は 13 ページの図 1 の上に結論がございますが、DNA の挿入によって既知の内在性遺伝子は損なわれていないと考えられるということでございます。

15 ページ「4. 遺伝子産物（タンパク質）のアレルギー誘発性に関する事項」ですが、この挿入遺伝子の供与体、遺伝子産物にアレルギーの誘発性は報告されていないということで、人工胃液、人工腸液、加熱処理といった試験などからアレルギー誘発性を示唆するデータがないということを確認しているところでございます。

17 ページ「6. 遺伝子産物（タンパク質）の代謝経路への影響に関する事項」ですが、こちらにつきまして検討した結果、改変 CSPB 及び NPTⅡ タンパク質が宿主の代謝経路に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられております。

「7. 宿主との差異に関する事項」では、主要構成成分、ミネラル類、ビタミン類、アミノ酸組成、脂肪酸組成などについて検討いたしまして、18 ページの「(8) ストレス応答に関わる二次代謝産物等」を除き、差異が認められていないということでございます。

「(8) ストレス応答に関わる二次代謝産物等」では、茎葉中のアブシシン酸含量のみで差異が認められておりますが、穀粒では差はなかったということでございます。

19 ページ「8. 諸外国における認可、食用等に関する事項」について、米国、カナダにおいて申請中、オーストラリア、ニュージーランドにおきましては、食品の安全性審査の確認が終了したということでございます。

19 ページの下の方に「Ⅲ. 食品健康影響評価結果」がございます。内容は先ほど長尾委員から御説明をいただいたとおりでございます。

本件評価書案につきましては、本日の委員会終了後、2 月 11 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。

○村田委員 1点確認で教えてほしいのですけれども、ここは改変と付いていますが、この改変の意味はどういう意味でしょうか。

○坂本評価課長 一般的なモディファイという意味かと。

○村田委員 CBPB が改変されているという意味というか、改変した理由というのがあるのだと思います。

○坂本評価課長 9ページの2の(1)をお願いいたします。このものづくり方として、この *B. subtilis* 由来の遺伝子の塩基配列を基にPCRにより合成されたということで、そういう名前になっているという理解でございます。

○村田委員 制限酵素部位を付けて、変わったということですね。分かりました。

○小泉委員長 よろしいですか。長尾さんの方で何か追加はありますか。

○長尾委員 特にありません。

○坂本評価課長 すみません。今のところの下でございますが、アミノ酸配列を比較してN末端から2番目のロイシンがバリンに改変されているということが改変のポイントになるということでございます。

○村田委員 分かりました。

○小泉委員長 よろしいですか。ほかに何か御質問はございませんか。それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。遺伝子組換え食品等 1 品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

まず担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

○長尾委員 それでは、資料 2 の 2 ページの要約に沿って、概要を御説明いたします。商品化される品種は 4 系統を親系統として従来手法で掛け合わせたもので、4 系統に付加された形質をすべて併せ持つ品種です。遺伝的分離によって本品種から収穫される種子には合計 11 品種から収穫される種子と同じものが含まれることになります。5 品種については既に安全性評価が終了しておりますので、それ以外の 6 品種について同時に評価を行う必要があります。掛け合わせる前の親系統については、それぞれ安全性の評価は終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれはないと判断しています。

本トウモロコシの食品健康影響評価では、挿入された遺伝子によって産生されるタンパク質は植物の代謝経路に影響を及ぼさないこと、掛け合わせる品種は亜種レベル以上の交配でないこと、及び摂取量、食用部位、加工法等に変更がないことを確認しました。したがって、遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方にに基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断しました。

以上です。追加等については、事務局からお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料 2 に基づきまして、補足の御説明をいたします。資料 2 の評価書は、今、御説明をいただきましたように、4 系統の遺伝子組換え植物の掛け合わせの案件でございます。

4 ページ「Ⅱ. 食品健康影響評価」の 1. にございますように、導入されました遺伝子により産生されるタンパク質が 3 種類ございます。これらについては 1 の最後でございますように、いずれの形質もその作用機作と独立しており、評価対象食品である掛け合わせ品種において、互いに影響し合わないと考えられるということでございます。

また、2. 以降にございますように、亜種レベル以降の交配ではなく、摂取量、食用部位、加工法等に変更はございません。

以上より改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断されましたことから、これまでの取扱いと同様にパブリック・コメントの手続は行わず、評価結果を関係機関

に通知したいと考えております。説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づきまして、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」としてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 平成 22 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「平成 22 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」です。事務局から報告をお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、お手元の資料 3 に基づきまして御報告を申し上げます。本件につきましては、昨年 12 月 16 日に開催されました第 36 回企画専門調査会において報告を行ったものでございます。

資料を開いていただきますと、左側に平成 22 年度運営計画が書いておりまして、右側にこれまでの実施状況をまとめてございます。これは昨年 11 月末現在でまとめたもので、4 月からの 8 か月の段階での状況を取りまとめたものでございます。

1 ページは第 1 ということで総論でございます。現在までのところ、おおむね計画どおりの進捗状況を確認できたものと考えられているところでございます。

2 ページから 3 ページは各委員会の開催状況等でございます。本委員会につきましては 34 回、そのほかに企画専門調査会を 2 回、リスクコミュニケーション専門調査会を 1 回、緊急時対応専門調査会を 1 回、評価関係の専門調査会は 3 ページの下にございますように、計 65 回開催されているところでございます。

4 ページ「②調査審議の効率化」。食品安全委員会が既に評価の結果を有している評価対象についての効率的な調査審議、あるいはいわゆるポストハーベストの農薬として使われるものについての調査審議の効率化等について工夫を図ったところでございます。

5 ページ。評価の実施状況ということで、平成 22 年度までに評価要請のあった案件に

については、資料のそろった案件から着実に調査審議を進めることとし、この11月現在でリスク評価対象案件数1,430案件のうち、今年度に評価依頼のあった案件は91案件でございますが、評価が終了した案件は980案件、うち今年度に評価を終了したものは86ということでございます。

5ページの下の方でございます。企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う評価については、標準処理期間を設けたところでございます。本年1月1日以降にこうした対象となる73品目のうち、17品目について評価を終了し、結果を通知したところでございます。

6ページ「2 評価ガイドラインの策定」が書いてございます。添加物に関する評価指針については5月27日の委員会で決定がされておりまして、その他、農薬等について、ガイドライン作成について検討が開始されているところでございます。

7ページは自ら評価の関係でございます。本年度は委員会が自ら評価を行う案件候補を広く国民から募集して、現在、案件候補の絞り込みが行われているところでございます。

7ページの下「(2) 自ら評価の実施」。食中毒原因微生物については、3評価案件についてリスクプロファイルを更新したというところでございます。8ページ以下は、我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る評価。鉛、ヒ素、デオキシニバレノール及びニバレノール、オクラトキシンA、トランス脂肪酸についての進捗状況がまとめられております。そのほか、カンパロバクターについてのリスク評価結果をわかりやすく情報提供を行うということも行われているところでございます。

9ページの一番下のところからは、施策の実施状況の監視でございまして、4月の委員会会合においてリスク管理機関から報告を受けたところでございまして、その内容は10ページでございます。10ページの上でございますように、平成21年4月からの半年間に評価の結果を通知した項目について、具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目126品目についての状況を取りまとめ、報告をしているところでございます。また、11月の委員会には、その次の状況について御報告をしているところでございます。

11ページは、食品健康影響評価技術研究の状況でございます。平成22年度につきましては、20ページの別添資料1のとおり、3研究領域9課題を研究課題として新たに採択をし、20年度及び21年度に採択された研究課題についても21ページの別添資料2のとおり継続して実施されているところでございます。21年度の終了課題11課題の事後評価については、22ページの別添資料3のとおり決定をされ、これについて公開をしているところでございます。

12 ページはリスクコミュニケーションの推進でございます。意見交換会につきましては、24 ページの別添資料 5 のとおり 16 回開催されているところでございまして、関係府省が連携をして 1 回、委員会単独で 2 回、地方公共団体との共催で 14 回、延べ回数として開催をしているところでございます。

13 ページには、その他の情報提供などということで、ホームページによる情報提供、また、メールマガジンにおきましては 10 月現在 8,900 名の会員に対して配信をしているところでございます。また、ホームページと食品安全情報システムを統合して新システムを構築したところでございますが、7 月にトップページをリニューアルして、コンテンツ項目の構成の見直し及び配置の見直しなどを行ったところでございます。

14 ページには、季刊誌「食品安全」の発行、マスメディア関係者とのサイエンスカフェの実施、食の安全ダイヤルによる消費者等からの相談や問い合わせについて書いてございます。食の安全ダイヤルについては 11 月現在で一般消費者などから 438 件の相談や問い合わせを受けているところでございます。

15 ページには、DVD などを用いた普及啓発について書いているところでございます。

16 ページには、食品安全モニターについてでございますが、計 470 名の方に食品安全モニターをお願いしております。また、モニターの方々に委員会に取組み等についての知識及び理解を深めていただくための意見交換ということで、全国 7 会場で 10 回開催したところでございます。

17 ページには、緊急対応訓練の実施と緊急時の対応についての準備について書いているところでございます。

18 ページには、食品の安全性の確保に関する情報の収集整理及び活用で、特にこの真中のところは、国際協調の推進ということで各種交際会議等への派遣などを行っているところでございます。

19 ページ。一番下は調査事業でございますけれども、平成 22 年度においては 11 月までに別添資料 4、23 ページにございますように 10 課題を調査課題として選定いたしまして、うち 8 課題について調査が開始されたというような段階でございます。今般の中間報告の点検結果を踏まえ、年度末において運営計画を確実に達成できるように着実な実施状況に努めていく必要があると考えております。以上、報告でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、お願いします。どうぞ。

○村田委員 5ページの企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間というもので、73品目のうち17品目ということで、これは順調に行っていると思ってよろしいのでしょうか。

○坂本評価課長 12月末の委員会で御報告したように、本年度はまだ1年経っておりませんので、当然のことながら、すべて期間内に済んでいるということでございます。これからは少し難しいものも出てくる状況があらうかと思いますが、特に大きく何か問題が生じているというわけではありませんので、これからもこれに引き続き達成できるように努力をしていく所存であります。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○小泉委員長 ほかに何か御質問はございませんか。よろしいですか。ほかに議事はありますでしょうか。

○西村総務課長 ほかにございません。

○小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合は1月20日木曜日14時から開催を予定しております。

明日14日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開。

来週18日火曜日14時から「添加物専門調査会」が公開。

19日水曜日13時から「化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会」が公開でそれぞれ開催される予定となっております。

それから、これはお知らせですが、現在、食品安全委員会では平成23年度食品安全モニターの募集を行っております。活動内容や応募資格、応募方法などを記載しております「募集要項」はホームページで御覧になるか、お電話でも御請求できますし、本会場の隣の展示コーナーにも御用意しておりますので、御活用いただければと思います。応募締め切りは2月4日金曜日となっております。御応募をお待ちしております。

以上をもちまして、第362回食品安全委員会会合を閉会といたします。どうもありがとうございました。